

1 補助対象経費

(1) 補助対象事業費

補助対象事業費は、事業対象者の布団又は毛布の洗濯乾燥（乾燥のみを行う場合を除く）の実施に必要な経費（①第三者に委託する場合は委託経費、②直接実施する場合は光熱水費及び消耗品費）とし、1枚あたりの経費に利用枚数を乗じた額とする。

ただし、1枚あたりの経費は次表に掲げる額を上限とする。

洗濯	布団	1枚 2,000円
乾燥	毛布	1枚 800円

(2) 補助対象事務費

補助対象事務費は、補助事業予定者選定後の事業実施準備及び実施に必要な賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料にかかる経費であって、年間100,000円を限度とする額

2 事業対象者の利用者負担

布団、毛布それぞれに算定された1枚あたりの経費を超えない範囲で補助事業者が定める額

3 補助金の額

(1) 補助対象事業費に対する補助金の額

補助対象事業費から利用者負担額の合計を控除した額とする。

ただし、補助対象事業費の2分の1に相当する額を上限とする。

(2) 補助対象事務費に対する補助金の額

補助対象事務費の2分の1に相当する額とする。ただし、補助対象事務費のみの補助金交付は行わない。